

高野町地域食堂連絡協議会設置要綱

高野告示第 44 号

令和7年8月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高野町地域食堂連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 全ての子育て世帯、地域住民が安心と喜びを実感できるまちづくりの実現に向け、町内で地域食堂を実施している団体、地域食堂や子育て、地域住民を支援する団体・個人が相互に連携と情報交換を図り、地域における住民の居場所づくりに取り組むため、連絡協議会を設置する。

(活動内容)

第3条 連絡協議会の活動は次の通りとする。

- (1) 会員相互の情報交換、連携、協力等
- (2) 地域食堂を運営する上での課題の共有、検討及び関係先との連絡調整
- (3) 新規開設予定者へのアドバイス及び支援
- (4) その他、地域食堂運営に関して必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 連絡協議会の会員は、高野町内で地域食堂を開設しているものとする。

- 2 営利や特定団体への勧誘を目的とした地域食堂等については、参加を認めない。
- 3 会員は地域食堂を閉鎖及び退会したときに会員資格を失う。
- 4 地域食堂を支援するものについては、賛助会員とする。

(会議等)

第5条 連絡協議会は、年数回開催する。

- 2 連絡協議会の招集は、高野町介護福祉課が行う。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、連絡協議会にて別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。